

随意契約の公表（令和5年度上半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
地域づくり支援課	小泉電機工業(株)	朝霞市膝折町1-9-29	仲町市民センター1階空調設備改修工事	朝霞市仲町1-2-16	管工事	経年劣化による不具合に伴い、1階空調設備をガス式空調設備から電気式空調設備に入れ替える	R5.9.1	R5.10.27	4,300,000	不具合の起きた空調設備のある部屋は、稼働率が高く代替のきかない部屋であり、不具合による利用者への影響が大きい。また、当該施設は指定避難所となっており、直ちに改修する必要がある。以上の理由から、入札に付す暇がないと認められるため、3者による見積合わせを行ったもの。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>
健康づくり課	ジョンソンコントロールズ(株) 北関東支店	さいたま市大宮区仲町2-65-2	健康増進センター浴槽系統自動弁交換修繕	朝霞市大字浜崎27番地(健康増進センター)	管工事	健康増進センターの各浴槽(男子、女子、水風呂)の水温を調整する自動弁の交換	R5.4.5	R5.8.31	4,800,000	既存の中央制御装置と連動している制御弁であり、中央制御装置メーカーの専門技術を必要とするため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>
健康づくり課	イチコー工業(株)	朝霞市溝沼2-10-25	健康増進センター温水ボイラー入替工事	朝霞市大字浜崎27番地(健康増進センター)	管工事	健康増進センター温水ボイラーの入替工事	R5.5.2	R6.2.29	35,000,000	2台あるうちの1台の温水ボイラーが故障している状態であり、受注生産となることから早急な対応が必要であったため、健康増進センター建設時の施工業者であり、同内容での受注実績のある業者を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>
道路整備課	(株)第一テクノ 関東支店	さいたま市桜区南元宿2-34-11	赤野毛排水機場No.1排水ポンプ制御装置修繕	朝霞市大字下内間木地内	土木工事	No.1排水ポンプ制御装置修繕一式	R5.9.1	R6.3.17	24,800,000	出水期に間に合わせるために工期短縮が必要であり、建設当時から維持管理を行っている業者が内容を熟知しているため工期を短縮することができるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>

## 随意契約の公表（令和5年度上半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
道路整備課	産晃商事(株)	さいたま市大宮区北袋町1-82	内間木排水機場No.2排水主ポンプ設備修繕他	朝霞市大字下内間木地内	土木工事	N02排水ポンプ施設修繕一式	R5.7.3	R6.3.19	34,570,000	出水期に間に合わせるために工期短縮が必要であり、建設当時から維持管理を行っている業者が内容を熟知しているため工期を短縮することができるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
道路整備課	荏原実業(株) 関東支社	さいたま市浦和区岸町7-1-4	上内間木排水ポンプ場設備修繕	朝霞市大字上内間木地内	土木工事	上内間木排水ポンプ場設備修繕一式	R5.6.23	R6.3.15	88,000,000	出水期に間に合わせるために工期短縮が必要であり、建設当時から維持管理を行っている業者が内容を熟知しているため工期を短縮することができるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
道路整備課	(株)富岡組	朝霞市根岸台3-14-15	赤野毛排水機場ポンプ増設工事に伴う仮設水路等設置工事	大字上内間木地内	土木工事	仮設水路設置工 置場整備工	R5.7.7	R5.8.31	4,430,000	現在、赤野毛排水機場ポンプ増設工事を施工している(株)富岡組に発注することにより、経費の節減及び適切な現場管理が図ることができるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用>
道路整備課	ユニオン建設(株)	さいたま市大宮区錦町397-2	浜崎橋他橋梁改修工事	浜崎4丁目他地内	土木工事	橋梁補修工 地覆補修工 橋面補修工 伸縮装置取替工	R5.6.1	R6.3.22	29,913,000	既に鉄道軌道内においてJR東日本より受託工事で施工しているJR東日本の協力会社で、鉄道軌道内においても現場状況を熟知しているユニオン建設(株)大宮支店を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
下水道施設課	(株)第一テクノ 関東支店	さいたま市桜区南元宿2-34-11	浜崎排水機場No.2排水ポンプ制御装置修繕工事	大字浜崎地内	土木工事	制御盤のインバータ及びコンバータ等の交換	R5.8.1	R6.3.22	4,150,000	本工事は、既存の排水機場の一部を交換する工事で、交換後、設備の稼働に支障が生じないように調整する必要があることから、施設を熟知している業者を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>

随意契約の公表（令和5年度上半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
下水道施設課	(株)伊東土木 朝霞営業所	朝霞市宮戸2-4-8-201	市道2号線人孔蓋 修繕工事（車道）	溝沼5丁目他 地内	土木工事	人孔蓋取替工及び人 孔蓋高さ調整工 9箇 所（汚水5箇所 雨 水4箇所）	R5.6.26	R5.8.25	2,461,600	舗装改修工事に伴い、工事箇所にある人 孔蓋の修繕工事が必要となることから施 工するものであり、舗装工事受注者と同 一施工者に施工させることにより、工事 の円滑かつ適切な施工が確保できること が見込まれるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1 項第6号を適用>
下水道施設課	(株)伊東土木 朝霞営業所	朝霞市宮戸2-4-8-201	市道2号線人孔蓋 修繕工事（歩道）	溝沼5丁目他 地内	土木工事	人孔蓋取替工及び人 孔蓋高さ調整工 10 箇所（汚水5箇所 雨水5箇所）	R5.6.30	R5.8.25	2,640,300	舗装改修工事に伴い、工事箇所にある人 孔蓋の修繕工事が必要となることから施 工するものであり、舗装工事受注者と同 一施工者に施工させることにより、工事 の円滑かつ適切な施工が確保できること が見込まれるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1 項第6号を適用>
下水道施設課	荏原実業(株) 関東支社	さいたま市浦 和区岸町7-1-4	仲町中継ポンプ場 No.2 ポンプOH修繕 工事	朝霞市仲町2 丁目10番5 0号	土木工事	仲町中継ポンプ場No.2 ポンプの分解整備、 消耗品交換及び試運 転	R5.7.3	R6.3.15	8,600,000	本工事は、既存の施設の一部を修繕する 工事で、修繕後、設備の稼働に支障が生 じないように調整する必要があることから、 施設を熟知している業者を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号を適用>
下水道施設課	(株)林土木 関東支店	朝霞市本町1-34-5	市道3号線人孔蓋 修繕工事	北原2丁目他 地内	土木工事	人孔蓋取替工及び人 孔蓋高さ調整工 13 箇所（汚水8箇所 雨水5箇所）	R5.7.14	R5.11.17	4,450,000	舗装改修工事に伴い、工事箇所にある人 孔蓋の修繕工事が必要となることから施 工するものであり、舗装工事受注者と同 一施工者に施工させることにより、工事 の円滑かつ適切な施工が確保できること が見込まれるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1 項第6号を適用>

随意契約の公表（令和5年度上半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
下水道施設課	荏原実業(株) 関東支社	さいたま市浦和区岸町7-1-4	No.5ポンプ逆止弁修繕工事	朝霞市仲町2丁目10番50号	土木工事	仲町中継ポンプ場No.5ポンプ逆止弁の交換及び試運転	R5.8.7	R6.3.15	9,000,000	本工事は、既存の施設の一部を修繕する工事で、修繕後、設備の稼働に支障が生じないように調整する必要があることから、施設を熟知している業者を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
下水道施設課	(株)第一テクノ 関東支店	さいたま市桜区南元宿2-34-11	黒目川樋管ゲート改築工事	大字岡他地内	機械器具設置工事	スライドフラップゲート設置工 4門、撤去工	R5.8.25	R6.2.29	25,900,000	本工事は、既存の樋管ゲート施設の一部を交換する工事で、降雨時等に機能する重要な施設であることから、施設を熟知している業者を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
水道施設課	(株)東さく技工 関東営業所	さいたま市北区别所町52-2	第5号取水井二重ケーシング工事	朝霞市岡2丁目8番47号(第5号取水井)	土木工事	二重ケーシング工事 深井戸用ポンプ・揚水管交換	R5.5.19	R6.3.15	17,000,000	第5号取水井で砂の流出が発生し緊急停止をする事態となり、その後、調査によりケーシングが破損していることが判明したことから、緊急対応が可能な業者を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>
水道施設課	昱(株) 北関東支店	さいたま市大宮区桜木町4-247	泉水浄水場No.1配水ポンプ修繕工事	朝霞市泉水2丁目13番1号(泉水浄水場)	水道施設工事	配水ポンプ内部の消耗部品交換及び調整・工場持込み分解清掃	R5.6.29	R6.2.29	3,200,000	配水ポンプは日立製でメーカー指定の修繕工事となるが、特約店である昱(株)は本浄水場において点検・修繕等の実績があり、不具合発生時の対応において体制が確立しているため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
水道施設課	荏原商事(株) 関東支社	さいたま市大宮区錦町682	岡浄水場No.1配水ポンプ修繕工事	朝霞市岡2丁目2番43号(岡浄水場)	水道施設工事	配水ポンプ内部の消耗部品交換及び調整・工場持込み分解清掃	R5.7.5	R6.3.15	4,200,000	岡浄水場に設置している配水ポンプは全て荏原製作所製である。長期にわたり安全稼働及び安定供給を図るため製造メーカーの整備基準値を基にし専門技術が必要であることから、メーカー指定の修繕工事となるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>

随意契約の公表（令和5年度上半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
水道施設課	紀和建设工業(株)	和光市下新倉3-14-30	県道保谷志木線消火栓ボックス交換工事	朝霞市三原5丁目地内	土木工事	消火栓ボックス交換工事	R5.8.1	R5.10.30	4,468,000	本工事は、埼玉県が行う舗装復旧工事に伴い施工するもので、埼玉県の舗装復旧工事を受注している紀和建设工業(株)に発注することにより工期短縮、経費削減となるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用>
水道施設課	(株)伊東土木朝霞営業所	朝霞市宮戸2-4-8-201	市道2号線舗装復旧工事	朝霞市溝沼5丁目地内	舗装工事	舗装復旧工事	R5.7.3	R5.8.25	2,926,000	本工事は、道路整備課による舗装改修工事と近接しており、道路整備課と併せて施工することにより工期短縮、経費削減となるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用>
水道施設課	五島工業(株)	朝霞市岡1-1-1	市道2003号線他舗装復旧工事	朝霞市大字浜崎地内	舗装工事	舗装復旧工事	R5.7.18	R5.9.29	3,889,000	市道2003号線及び市道2330号線交差点については、特別積合せ貨物運送を行う事業者が隣接しており、常時集配車が通行していることから、施工に際し事前調整が必要となり、業者選定において調整された施工日に対応できる必要があり、運送事業者と日程調整を踏まえ施工可能業者として、同時期に朝志ヶ丘地区において道路整備課発注の舗装復旧工事を予定している五島工業(株)と調整した結果、連続して施工することにより重機、人員が確保でき、調整日での施工が可能のため、安全、円滑かつ適切な施工、品質が見込めるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用>
水道施設課	五島工業(株)	朝霞市岡1-1-1	市道2241号線他舗装復旧工事	朝霞市朝志ヶ丘3丁目地内	舗装工事	舗装復旧工事	R5.7.18	R5.10.6	4,359,000	本工事は、道路整備課と大東ガス(株)が発注する舗装本復旧工事の工事区域と近接していることから、同一業者に発注することで、安全で適切かつ円滑な施工及び品質が見込めるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用>

## 随意契約の公表（令和5年度上半期）

対象：予定価格250万円以上の工事

課名	契約の相手方		工事名等				工事着手時期	工事完成時期	契約額 (税抜)	契約業者を選定した理由
	商号又は名称	住所	工事名	場所	種別	概要				
教育総務課	(株)共進 朝霞支店	朝霞市北原1-4-2	朝霞第十小学校プール排水管交換工事	朝霞市大字溝沼828番地1	管工事	プール排水管が損傷しているため配管の取替	R5.4.11	R5.6.30	3,856,000	本工事は、プールの排水管の不具合に伴う工事であるが、授業の日程を踏まえると入札に付する時間的余裕がなかったため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>
教育総務課	東芝エレベーター(株) 北関東支社	さいたま市大宮区桜木町1-7-5	朝霞第七小学校エレベーターかご床交換工事	朝霞市北原2丁目6番1号	機械器具設置工事	エレベーターかご床の交換	R5.7.18	R5.10.31	2,820,000	本工事は、給食配膳用エレベーターの工事であり、エレベーターの安全性や性能の維持には、製造メーカーの専門技術が必要となるため。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
学校給食課	中央建設協同組合	さいたま市北区吉野町1-410-8	栄町学校給食センター解体工事に伴う内壁塗材アスベスト撤去工事	旧栄町学校給食センター（朝霞市栄町5丁目1、940番地の10）	解体工事	旧栄町学校給食センターの内壁塗材アスベストの撤去	R5.4.19	R5.5.31	15,370,000	栄町学校給食センター解体工事を実施する中で、内壁塗材にアスベストが含まれていることが判明したが、煙突等のアスベスト材の撤去工事を施工中であったため、継続をして工事を実施することで経費の削減を図るために、1者による随意契約とした。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用>
中央公民館	三菱電機ビルソリューションズ(株) 関東支社	さいたま市大宮区仲町1-110	中央公民館エレベーター改修工事	朝霞市青葉台1-7-1	機械器具設置工事	既存エレベーター改修1基	R5.5.2	R6.3.31	27,000,000	既存の三方枠はエレベーター設備と密接不可分の関係であり、他のメーカーの参入ができないことから既存エレベーターの製造元である三菱電機ビルソリューションズ(株)を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用>
文化財課	風基建設(株)	東京都新宿区新宿1-35-10カテリーナ新宿御苑503	重要文化財旧高橋家住宅建造物保存修理工事	朝霞市根岸台2-15-10（重要文化財旧高橋家住宅）	建築工事	重要文化財旧高橋家住宅の屋根葺替（差茅）、部分修理等	R5.5.9	R5.8.31	14,610,000	本工事は、令和5年4月27日に入札を行ったが、入札参加者は1者のため不調となり、再度入札をする時間的余裕もないため、入札参加者である風基建設(株)を選定した。 <地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用>

※予定価格（税込）250万円以上の工事が公表の対象です。